

証券コード 3137
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都北区赤羽二丁目51番3号
株式会社ファンデリー
代表取締役 阿 部 公 祐

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月20日（月曜日）午後6時まで**に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月21日（火曜日）午前10時（午前9時開場） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階「万里」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fundely.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会終了後、当社商品の試食会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、当社役職員及び係員に対して、マスクの着用その他感染拡大予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.fundely.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、飲食店への休業要請や大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請などを背景として個人消費の回復に悪影響を及ぼしている一方で、ワクチン接種の進展、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の解除により個人消費の回復基調への復帰が期待されるものの、消費者物価の上昇により消費者マインドが悪化し、個人消費の回復ペースが鈍化するおそれがあり、先行きは依然として不透明な状態が続いております。

当社が属する食事宅配市場は、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、女性の社会進出、食料品の購入や飲食に不便を感じる高齢者を中心とする買物弱者の増加といった社会的背景や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、宅配需要が増加しているため堅調に推移しております。

当社が主な顧客としている生活習慣病患者は年々増加傾向にあり、また、少子高齢化が進むことにより65歳以上の高齢者のみの世帯が増加するなど市場の成長が見込める経営環境となっております。そのため、食事宅配市場を今後の更なる成長が見込める有望市場と捉えて、新規参入する企業が増加しており、引き続き競争の激化が進んでおります。また、食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心が一層高まる中、企業の管理体制の徹底が求められております。

このような環境の中、当社では「一人でも多くのお客様に健康で楽しい食生活を提案し、豊かな未来社会に貢献します」という企業理念を念頭に、当社の強みである管理栄養士・栄養士によるきめ細かい栄養相談を活かして、お客様にとって価値の高い商品及びサービスを提供し、品質向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,123,619千円(前期比2.0%増)、営業損失は177,466千円(前期は営業損失553,192千円)、経常損失は158,916千円(前期は経常損失559,856千円)、減損損失1,777,679千円を特別損失に

計上し、当期純損失は1,948,817千円(前期は当期純損失374,663千円)となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりであります。

(MFD事業)

当事業におきましては、以前より実施している季節ごとの商品入れ替えや「ミールタイムスイーツコレクション」の新商品販売、当社の管理栄養士・栄養士による食事相談サポート付き『私のおせち』の販売、紹介ネットワークの管理栄養士・栄養士に向けた「ミールタイム栄養士スキルアップセミナー」の実施により、認知度の向上及び新規顧客の獲得に努めました。

また、従来どおり、全国の医療機関等へ当社及びサービスの認知度の向上に向けた取り組みによる紹介ネットワークの拡大と深耕を通して新規顧客の獲得に努めるとともに、当社の管理栄養士・栄養士がお客様の疾病、制限数値、嗜好に合わせて食事を選び定期購入できるサービス「栄養士おまかせ定期便」への積極的な移行を中心として販売に注力しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により医療機関からの新規顧客が減少したことから、前期比で収益が悪化しました。

この結果、MFD事業における売上高は2,445,911千円(前期比8.5%減)、セグメント利益(営業利益)は517,761千円(前期比15.1%減)となりました。

(CID事業)

当事業におきましては、旬や国産の食材にこだわる食事宅配サービス『旬をすぐに』にてスペシャルアンバサダーを務めている冷食マイスターとのコラボメニューの販売や、AIが顧客の嗜好を学習して最適なメニューを提案する定期購入サービス「AI旬すぐ」の開始により新規顧客の獲得及び販売数の拡大に努めました。

しかしながら、依然として損益分岐点には達していないことから、原価率を低減できず収益が悪化しました。

この結果、CID事業における売上高は232,487千円(前期比683.6%増)、セグメント損失(営業損失)は750,732千円(前期は営業損失1,102,142千円)となりました。

(マーケティング事業)

当事業におきましては、健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』の2誌による広告枠の販売、また、紹介ネットワークを活用した業務受託において複数の案件を獲得しました。

この結果、マーケティング事業における売上高は445,220千円(前期比23.7%増)、セグメント利益(営業利益)は331,455千円(前期比28.8%増)となりました。

事業別売上高

区 分	前期		当期		前期比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
M F D 事業	2,673,004	87.3	2,445,911	78.3	△227,093	△8.5
C I D 事業	29,669	1.0	232,487	7.4	202,817	683.6
マーケティング事業	360,021	11.8	445,220	14.3	85,198	23.7
合 計	3,062,696	100.0	3,123,619	100.0	60,923	2.0

(注) 構成比は小数第2位を四捨五入して算出しております。

- (2) 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、ヘルスケア総合企業を目指して、お客様に満足度の高い商品、製品及びサービスを提供することにより、中長期的には更なる収益力の向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

① 「栄養士おまかせ定期便」顧客数の拡大

当社は、MF D事業において、お客様の健康状態の改善、特に血液検査の数値を改善していただくことを目指しており、そのためには当社の健康食を継続的にご利用いただくことが効果的であると考えております。

当社では、ご注文の電話に必ず栄養士が対応し、お客様一人ひとりの身体に合った商品を当社の栄養士が選んでお届けしており、さらには栄養士が直接電話でのカウンセリングも随時受け付けている点で競合他社との差別化を図っております。

当社では、電話による注文受付とは別に、お客様に手間なく当社の商品を継続購入していただくことで健康改善につながられるよう、「栄養士おまかせ定期便」という定期購入サービスを提供しております。

定期購入を利用するお客様を増加させること及び離脱率を低下させることで、当社商品の購入数の増加が見込まれます。定期購入をしていただくことで、お客様の健康改善に貢献できるとともに、当社の売上・利益が増加し、業績にも大きく影響いたします。当社は、従来どおり定期購入顧客数の拡大を目指しております。

② 紹介ネットワークの拡大・深耕

当社は、MF D事業において、紹介ネットワークを通じて健康食通販カタログ『ミールタイム』を配布しており、お客様を獲得するための主たる手段となっております。紹介ネットワークにおいて、いかに当社のカタログを患者様に配布いただくかによって、当社の新規顧客数が大きく左右され、業績にも大きく影響いたします。当社は、従来どおり紹介ネットワークを拡大していくとともに、各紹介ネットワークにおいてカタログを配布いただくような働きかけを強化してまいります。

③ 顧客層の拡大

当社は、健康改善したい方を主要な顧客ターゲットとしております。それゆえ、顧客層は必然的に健康状態に疑義がある方が多いと推測される高齢のお客様に偏っているのが現状であります。

会社規模を拡大していくには、現状手薄となっている若年層のお客様を取り込んでいく必要があると考えております。また、健康状態に疑義がある方のみでなく、疾病予防の観点から、健康な方もお客様として取り込んでいく必要があると考えております。今後、これらに対する施策に取り組み、更なる収益獲得機会の拡大を図ってまいります。

④ 商品・製品開発の充実

当社は、MFD事業において、糖尿病・脂質異常症・高血圧・痛風・メタボの方向けの「ヘルシー食」「ヘルシー食多め」、腎臓病・糖尿病性腎症・透析の方向けの「たんぱく質調整食」、咀嚼・嚥下が困難な方向けの「ケア食」を大きな分類として、商品『ミールタイム』を販売しております。また、CID事業において、国産食材を使用して自社工場で製造している製品『旬をすぐに』を販売しております。

しかしながら、商品・製品分類によっては品揃えが充実していないこと、商品・製品に使用されている食材の多様性・美味しさについて改善の余地があることなど、商品・製品の価値を向上すべき点は少なくありません。これらを改善していくことで、今後もお客様の満足につながる商品・製品の開発に取り組んでまいります。

⑤ コスト削減

当社は、商品販売価格の大幅値下げを行うなど、価格面でも顧客満足の向上に努めており、今後もこの方針で取り組んでいくものと考えております。それに対応すべく当社としては、コスト削減を徹底することにいたしており、具体的には、共栄会を活用した原材料仕入れの低価格化、委託先企業との価格交渉、外部委託業務の内製化、一般経費の削減等を検討しております。

⑥ 人材の確保及び教育体制の強化

人材の確保は、売上や顧客数、紹介ネットワーク数の増加、業務効率化の推進等の、業績向上の大きな要因となっております。採用した人材は、技術、知識を十分に兼ね備えた人材として教育できる体制を整えており、能力の向上を目的とした社内研修、外部からの講師を招いての講演会も積

極的に行っております。今後も当社の業容の拡大に合わせた教育体制をさらに発展させてまいります。さらに、従業員のスキルにあったカリキュラムを構築し、全従業員がさらにステップアップできる教育体制を強化してまいります。

⑦ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、食事宅配サービスにおいて、以前より展開しているMFD事業に加えて、前事業年度にCID事業を開始いたしました。同事業の損益分岐点の未達及び将来の販売見通しに基づいた当事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより、多額の営業損失及び経常損失を計上しております。

また、同事業は当初の想定よりも販売が伸び悩み、同事業の製品を製造している埼玉工場の稼働率が低調に推移しており、同事業の損益分岐点未達が続いている状況のため、継続して営業活動から生じる損益がマイナスとなる見込みとなり、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失として減損損失を計上したことにより、多額の当期純損失を計上しております。

その結果、当事業年度においても、長期借入金に係る財務制限条項の一部に抵触しており、当該財務制限条項に該当した場合には期限の利益を喪失することとなります。

これらのことから、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで同金融機関と良好な関係を構築しており、上記の期限の利益の喪失に係る権利行使について同金融機関と協議し、当該権利行使をしないことについて同金融機関の同意を得られる見通しです。

また、これらの対応策に加えて、翌事業年度の資金繰りについても検討いたしました。当社は、翌事業年度の事業計画において売上高の増加を見込んでおりますが、MFD事業及びCID事業の販売数量について、より保守的な仮定を採用した場合の売上予測を基礎として作成した資金繰り計画を考慮した結果、当事業年度末の翌日から12ヶ月間の資金繰りに関して重要な懸念はないと判断しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期(当期) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	3,394,826	3,348,269	3,062,696	3,123,619
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	699,038	536,749	△559,856	△158,916
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	441,694	345,375	△374,663	△1,948,817
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)(円)	69.20	53.81	△58.79	△306.54
総 資 産 (千円)	4,279,469	8,713,303	7,732,592	5,462,628
純 資 産 (千円)	2,734,376	3,096,679	2,613,052	643,173
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	426.85	477.13	408.82	99.25

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により、
1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(1) 主要な事業内容

① MFD事業

糖尿病、脂質異常症、高血圧、腎臓病などの生活習慣病患者様やその予備軍の方々へ向けた、エネルギーや塩分、たんぱく質等を調整した健康食の宅配事業を行っております。健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』を、全国約20,000ヶ所の紹介ネットワーク（医療機関、調剤薬局、保健所、介護施設等）にて設置・配布いただき、受け取った個人の方々にご注文いただいております。

カタログ発行に加えて、健康食通販のオンラインショップを開設しており、これらの媒体を通じて、電話・FAX・WEB・定期にて健康食を販売しております。

② CID事業

若年層や、食材の安心・安全を求めるの方々へ向けた、旬や国産の食材にこだわる食事『旬をすぐに』の宅配事業を行っております。オンラインショップを開設しており、WEBを通じて食事を販売しております。

③ マーケティング事業

食品メーカー等のマーケティング支援サービスを提供しております。当社が発行している健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』における誌面広告枠の販売、食品メーカー等の市販商品を当社の紹介ネットワークを活用してサンプリングを実施するなどの業務受託、及び医療機関で働く管理栄養士が考案した健康食のレシピ情報サイト『はちまるレシピ』、食や健康に関する情報配信サービス『ポイント家電』の運営を行っております。

- (12) 主要な営業所及び工場
 本社（東京都北区）
 大阪支社（大阪府大阪市淀川区）
 埼玉工場（埼玉県本庄市）

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	14名減	29.8歳	4.7年

事業区分	従業員数	前期末比増減
M F D 事業	20名	9名減
C I D 事業	13名	2名減
マーケティング事業	6名	－
全社（共通）	12名	3名減
合計	51名	14名減

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第2位を四捨五入して表示しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト及び派遣社員をいう）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	4,526,870千円

- (15) その他会社の現況に関する重要な事項
 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,457,500株 (自己株式100,000株を含む)
- (3) 株主数 2,827名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
阿 部 公 祐	4,044,100株	63.61%
宮 入 知 喜	180,000株	2.83%
阿 部 ふ よ う	125,000株	1.97%
利 川 美 緒	78,300株	1.23%
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 3 (常任代理人 野村証券株式会社)	74,600株	1.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	68,800株	1.08%
槇 田 重 夫	57,200株	0.90%
阿 部 美 子	42,000株	0.66%
中 山 隆 弘	35,600株	0.56%
相 田 泰 道	30,000株	0.47%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(100,000株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数第3位を四捨五入して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2018年2月15日	2018年2月15日
新株予約権の数		360個	18個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 1,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 146,800円 (1株当たり1,468円)	新株予約権1個当たり 208,700円 (1株当たり2,087円)
権利行使期間		2019年7月1日から 2024年6月30日まで	2020年3月31日から 2024年3月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 360個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 18個 目的となる株式数 1,800株 保有者数 1名

(注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2019年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、条件を充たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに行使することができる。なお、新株予約権者は、当該各号のいずれかを行使することができ、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ① 営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%
② 営業利益が2,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、上記(1)①又は②の条件を達成した後に、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 第6回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2020年3月31日（以下、「権利行使開始日」という。）以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

- ① 権利行使開始日以降：行使可能割合 5分の2
- ② 権利行使開始日から起算して1年が経過した日以降：行使可能割合 5分の3
- ③ 権利行使開始日から起算して2年が経過した日以降：行使可能割合 5分の4
- ④ 権利行使開始日から起算して3年が経過した日以降：行使可能割合 5分の5

なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社の従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	阿部 公祐	—
常務取締役	宮入 知喜	MFD事業部長 メディア事業部長 デザイン・システム室長
取締役	利川 美緒	マーケティング事業部長
取締役	茅野 智憲	経営管理本部長
取締役	山崎 雄一	—
常勤監査役	村木 和彦	—
監査役	成願 隆史	公認会計士成願隆史事務所 所長 株式会社ビーブレイクシステムズ 社外取締役
監査役	島田 直樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 代表取締役 杉田エース株式会社 社外取締役 株式会社レノバ 社外取締役

- (注) 1. 取締役山崎雄一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役村木和彦氏、監査役成願隆史氏及び監査役島田直樹氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役成願隆史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役・監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担する法律上の損害賠償及び争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、

被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	86,963 (6,000)	86,963 (6,000)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	21,600 (21,600)	21,600 (21,600)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	108,563 (27,600)	108,563 (27,600)	— (—)	— (—)	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は1名）です。

2. 監査役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社外取締役	山 崎 雄 一	—	—
社外監査役	村 木 和 彦	—	—
社外監査役	成 願 隆 史	公認会計士成願隆史事務所 株式会社ビーブレイクシステムズ	所長 社外取締役
社外監査役	島 田 直 樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 杉田エース株式会社 株式会社レノバ	代表取締役 社外取締役 社外取締役

(注) 1. 監査役成願隆史氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

2. 監査役島田直樹氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山 崎 雄 一	<p>当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回出席いたしました。</p> <p>主に、上場企業で培われた幅広い経験と見識をもとに、取締役会では該当視点から必要に応じ意見を述べております。また、業務執行者から独立した客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役	村 木 和 彦	<p>当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、13回中13回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、適宜発言を行っております。</p>
社外監査役	成 願 隆 史	<p>当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、13回中13回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。</p>
社外監査役	島 田 直 樹	<p>当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、13回中13回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、企業経営に関する豊富な経験と見識を活かして、経営全般にわたり種々の助言・提言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額2,000千円があります。

(3) 子会社の監査の状況
該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念及び行動規範」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
- (b) 「内部通報規程」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- (c) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- (d) 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を制定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (b) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講ずる。
- (c) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
 - (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を含めた、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
 - (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。
 - (b) 当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとする。
 - (b) 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門は、監査役に対して報告を行う。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務施行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告を行わなければならない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、会計監査人、及び内部監査担当部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
 - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、意見・情報の交換を行い、監査役監査の充実を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直すとともに、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

内部監査担当部門は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役に報告しました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査担当部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。また、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員・その他使用人と対話を行い、内部監査担当部門、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、リスク・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

- (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、利益配分につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。当事業年度の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、経営成績・財政状態を勘案したうえで、1株当たり期末配当を3円とすることを予定しておりましたが、CID事業の固定資産に係る減損損失の計上に伴い経営成績・財政状態が悪化したことから、誠に遺憾ながら当事業年度の期末配当を無配といたします。

なお、次期の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり期末配当を3円とさせていただく予定であります。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,718,265	流 動 負 債	557,464
現金及び預金	1,066,839	買掛金	112,039
売掛金	187,510	1年内返済予定の 長期借入金	270,360
商品及び製品	374,215	未払金	69,775
仕掛品	1,548	未払費用	16,710
原材料及び貯蔵品	45,228	未払法人税等	6,367
前払費用	39,037	預り金	6,571
その他	3,951	賞与引当金	13,369
貸倒引当金	△64	その他	62,270
固 定 資 産	3,744,362	固 定 負 債	4,261,990
有 形 固 定 資 産	3,699,243	長期借入金	4,256,510
建物	2,255,268	資産除去債務	5,480
構築物	445,777	負 債 合 計	4,819,454
工具、器具及び備品	18,185	(純 資 産 の 部)	
機械装置及び運搬具	463,286	株 主 資 本	630,995
土地	516,725	資本金	279,864
無 形 固 定 資 産	3,234	資本剰余金	229,864
商標権	2,900	資本準備金	229,864
ソフトウェア	333	利 益 剰 余 金	208,410
投 資 そ の 他 の 資 産	41,884	その他利益剰余金	208,410
敷金	33,104	繰越利益剰余金	208,410
差入保証金	8,708	自 己 株 式	△87,143
その他	71	新 株 予 約 権	12,177
資 産 合 計	5,462,628	純 資 産 合 計	643,173
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,462,628

損 益 計 算 書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,123,619
売 上 原 価		1,942,202
売 上 総 利 益		1,181,417
販売費及び一般管理費		1,358,883
営 業 損 失		177,466
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	748	
受 取 奨 励 金	56,420	
還 付 加 算 金	767	
雑 収 入	920	58,855
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,606	
雑 損 失	699	40,306
経 常 損 失		158,916
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,715	2,715
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,777,679	
補 助 金 減 額 損	30,897	1,808,576
税 引 前 当 期 純 損 失		1,964,777
法人税、住民税及び事業税	1,480	
過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	△17,440	△15,960
当 期 純 損 失		1,948,817

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	279,864	229,864	229,864	2,176,501	2,176,501	△87,143	2,599,086
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△201	△201		△201
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	279,864	229,864	229,864	2,176,300	2,176,300	△87,143	2,598,885
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△19,072	△19,072		△19,072
当 期 純 損 失				△1,948,817	△1,948,817		△1,948,817
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△1,967,889	△1,967,889	—	△1,967,889
当 期 末 残 高	279,864	229,864	229,864	208,410	208,410	△87,143	630,995

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	13,966	2,613,052
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△201
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	13,966	2,612,851
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△19,072
当 期 純 損 失		△1,948,817
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,788	△1,788
当 期 変 動 額 合 計	△1,788	△1,969,678
当 期 末 残 高	12,177	643,173

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 製品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

④ 原材料

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑤ 貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、埼玉工場の工具、器具及び備品並びに機械装置及び運搬具については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～24年
構築物	7～15年
工具、器具及び備品	2～15年
機械装置及び運搬具	10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① MFD事業

MFD事業においては、当社が提供する『ミールタイム』の販売を主な事業としております。これらの商品の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、商品の出荷時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の出荷時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1ヶ月以内に受領しております。

② CID事業

CID事業においては、当社が提供する『匂をすぐに』の製品の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、製品の出荷時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の出荷時点で収益を認識しております。代金は、製品引渡し時点を中心に、概ね1ヶ月以内に受領しております。

③ マーケティング事業

マーケティング事業においては、カタログ誌面の広告枠販売、サンプリング等の業務委託を主な事業としております。カタログ誌面の広告枠販売については、広告枠の掲載期間を履行義務の充足期間として、掲載期間に亘り均等に収益を認識しております。サンプリング等の業務委託については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、役務を提供した時点で収益を認識しております。代金は、履行義務を充足した時点を中心に、概ね1ヶ月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービスの提供について、従来は販売時に収益を認識しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の期首において、利益剰余金が201千円減少しております。また、当事業年度の売上高が663千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が663千円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	98,821千円
製品評価損	△5,090千円

(注) 製品評価損は、当事業年度末の製品評価損(659,658千円)と前事業年度末の製品評価損の戻入(664,748千円)を相殺した金額になります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品は、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合に、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、賞味期限日までに販売が見込めない製品は、その数量を見積り、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

賞味期限日までに販売が見込めない製品数量の見積りは、経営者の承認を得た事業計画に含まれる将来の販売数量を基礎としております。将来の販売数量の見積りにおいては、『旬をすぐに』の会員増加数及び既存会員からのリピート受注数を主要な仮定としております。

製品の評価において使用されるこれらの仮定は、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の顧客需要の変化によって影響を受ける可能性があるため、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

C I D事業における固定資産の金額

	減損前帳簿価額	減損後帳簿価額	減損損失
有形固定資産	5,415,388千円	3,692,655千円	1,722,732千円
無形固定資産	55,585千円	638千円	54,946千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度において、C I D事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みとなったことから、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により減損損失認識の可否を判定しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の測定を行っております。減損損失の測定においては、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額に基づき減損損失を測定いたしますが、当社は、正味売却価額に基づき減損損失を測定し、帳簿価額を正味売却価額に基づく回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上して

おります。

減損損失の測定に用いる正味売却価額は、外部の評価会社から入手した不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書に基づき算定されておりますが、当該評価の前提となる評価手法及びインプットデータの選択には評価に関する高度な専門知識が必要となり、正味売却価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

回収可能価額の見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、回収可能価額の見積り額の見直しが必要な事象が生じた場合、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

登記留保として担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	2,252,193千円
土地	516,725千円
計	2,768,918千円

② 担保に係る債務

登記留保に係る債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	270,360千円
長期借入金	4,256,510千円
計	4,256,870千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	283,176千円
構築物	83,061千円
工具、器具及び備品	80,951千円
機械装置及び運搬具	502,641千円
合計	949,831千円

(3) 長期借入金に係る財務制限条項

当事業年度末における長期借入金には、純資産の部の金額、営業損益及び経常損益等に係る財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2018年3月期の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 2021年3月に終了する決算期以降の各年度決算期における営業損益及び減価償却費の合計金額が250,000千円を下回らないこと。
- ④ 2021年3月を初回とし、以降毎年3月、6月、9月及び12月末時点（以下、総称して「基準日」という。）において、以下の計算式で算出された数値が0.2未満となった場合、最新の四半期報告書が開示された翌月末までに、工場土地及びその上に建設された建物に対し貸主を第一順位とする根抵当権設定の設定登記を完了させるために必要な所定の手続きを実施すること。

(計算式)

基準日に属する四半期の直前の四半期における単体の損益計算書に示される経常損益 ÷ 基準日に属する四半期の直前の四半期において返済した借入金元本及び利息の合計

当社は、前事業年度においてC I D事業を開始いたしました。同事業の損益分岐点の未達及び将来の販売見通しに基づいた当事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより多額の営業損失及び経常損失を計上しております。また、同事業は当初の想定よりも販売が伸び悩み、同事業の製品を製造している埼玉工場の稼働率が低調に推移しており、同事業の損益分岐点未達が続いている状況のため、継続して営業活動から生じる損益がマイナスとなる見込みとなり、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失として減損損失を計上したことにより、多額の当期純損失を計上しております。その結果、当事業年度末においても、長期借入金に係る財務制限条項に抵触しております。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで同金融機関と良好な関係を構築しており、上記の期限の利益の喪失に係る権利行使について同金融機関と協議し、当該権利行使をしないことについて同金融機関の同意を得られる見通しです。

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
埼玉県本庄市	食品製造設備	機械装置及び運搬具、ソフトウェア

(1) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

(2) グルーピングの方法

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業を基本単位としてグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法

減損損失を認識するに至った事業については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

また、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、機械装置及び運搬具、ソフトウェアについては動産鑑定評価額により評価しております。

(4) 減損損失の金額

機械装置及び運搬具	1,722,732千円
ソフトウェア	54,946千円
合計	1,777,679千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,457,500	—	—	6,457,500

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	100,000	—	—	100,000

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,072千円	3.00円	2021年 3月31日	2021年 6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 65,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、設備投資に係る資金を金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は概ね2ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、金利の変動リスク及び流動性のリスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスクの管理

営業債権については、一般顧客分につきましては、主に決済方法を前払いや代引またはクレジットカード決済に限定することにより低減されております。対企業の債権につきましては「与信管理規程」に沿って取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。敷金についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

b.市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入により設備投資に係る資金を手当てしており、変動金利による調達があります。担当部署で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、

次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 敷金	33,104	33,129	24
② 長期借入金	(4,526,870)	(4,526,870)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	33,129	—	33,129
長期借入金	—	(4,526,870)	—	(4,526,870)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

主としてオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、すべて変動金利によるものであり、短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	270,360	1,081,440	1,351,800	1,823,270

(注3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、新株予約権、減損損失、税務上の繰越欠損金であり、評価性引当額として全額控除しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	MFD	CID	マーケティング	
一時点で移転される財	2,445,911	232,487	331,175	3,009,574
一定の期間にわたり移転される財	—	—	114,045	114,045
顧客との契約から生じる収益	2,445,911	232,487	445,220	3,123,619
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,445,911	232,487	445,220	3,123,619

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	187,510千円
契約負債	663千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 99円25銭

1株当たり当期純損失 306円54銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ファンデリー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 清
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 仁 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンデリーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び埼玉工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、監査役会としては、今後も内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的な改善が図られるよう取締役会の対応を注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社ファンデリー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 村 木 和 彦 ㊟

監 査 役（社外監査役） 成 願 隆 史 ㊟

監 査 役（社外監査役） 島 田 直 樹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第16条（条文省略）	第1条～第16条（現行どおり）
<u>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利	（削 除）

現行定款	変更案
<p><u>用する方法で開示する事により、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第17条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第40条（条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条～第40条（現行どおり）</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	<p>再任</p> <p>あ べ こう すけ 阿 部 公 祐 (1972年11月15日生)</p>	<p>1996年4月 朝日火災海上保険株式会社（現 楽天損害保険株式会社）入社</p> <p>2000年9月 当社設立 代表取締役</p> <p>2016年2月 代表取締役 経営管理本部長</p> <p>2020年6月 代表取締役（現任）</p>	4,044,100株
2	<p>再任</p> <p>みや いり とも き 宮 入 知 喜 (1977年10月7日生)</p>	<p>2000年4月 光明理化学工業株式会社入社</p> <p>2006年6月 当社入社</p> <p>2008年1月 取締役 ミールタイム事業部長</p> <p>2009年4月 取締役 メディア事業部長</p> <p>2009年6月 取締役 MFD事業部長</p> <p>2010年1月 取締役 経営管理部長</p> <p>2010年7月 常務取締役 MFD事業部長</p> <p>2010年7月 常務取締役 MFD事業部長 兼 デザイン・システム室長</p> <p>2020年6月 常務取締役 MFD事業部長 兼 メディア事業部長 兼 デザイン・システム室長（現任）</p>	180,000株

候補者 番号	氏 名 (生年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
3	<p>再任</p> <p>とし かわ み お 利 川 美 緒 (1981年3月3日生)</p>	<p>2001年4月 当社入社</p> <p>2010年7月 取締役 マーケティング 事業部長</p> <p>2014年10月 取締役 マーケティング 事業担当</p> <p>2015年4月 取締役 マーケティング 事業部長 (現任)</p>	78,300株
4	<p>再任</p> <p>かや の とも のり 茅 野 智 憲 (1983年10月16日生)</p>	<p>2008年12月 あずさ監査法人 (現有限 責任 あずさ監査法人) 入所</p> <p>2012年9月 公認会計士登録</p> <p>2013年3月 当社入社</p> <p>2016年9月 人事総務部長</p> <p>2020年6月 取締役 経営管理本部長 (現任)</p>	8,400株

候補者 番号	氏 名 (生年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> <p style="text-align: center;">やま ざき ゆう いち 山 崎 雄 一 (1948年7月12日生)</p>	<p>1971年4月 松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社） 入社</p> <p>1996年12月 同社 東北営業部 東北電 器営業所長</p> <p>2000年6月 同社 東部電器営業部 首 都圏電器営業所長</p> <p>2002年12月 同社 東部電器新需要マ ーケティンググループ長</p> <p>2005年4月 松下電器産業株式会社 （現 パナソニック株式 会社） 転籍 NWM本部新需要マーケ ティング担当部長</p> <p>2008年12月 株式会社ヒューレックス アドバイザー</p> <p>2012年5月 株式会社ワイルド・ライ フ・コーポレーション 部長</p> <p>2016年6月 当社 社外取締役（現任）</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>山崎雄一氏は、パナソニック株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、これらを当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 阿部公祐氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 山崎雄一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 山崎雄一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は山崎雄一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は山崎雄一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役成願隆史及び島田直樹の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

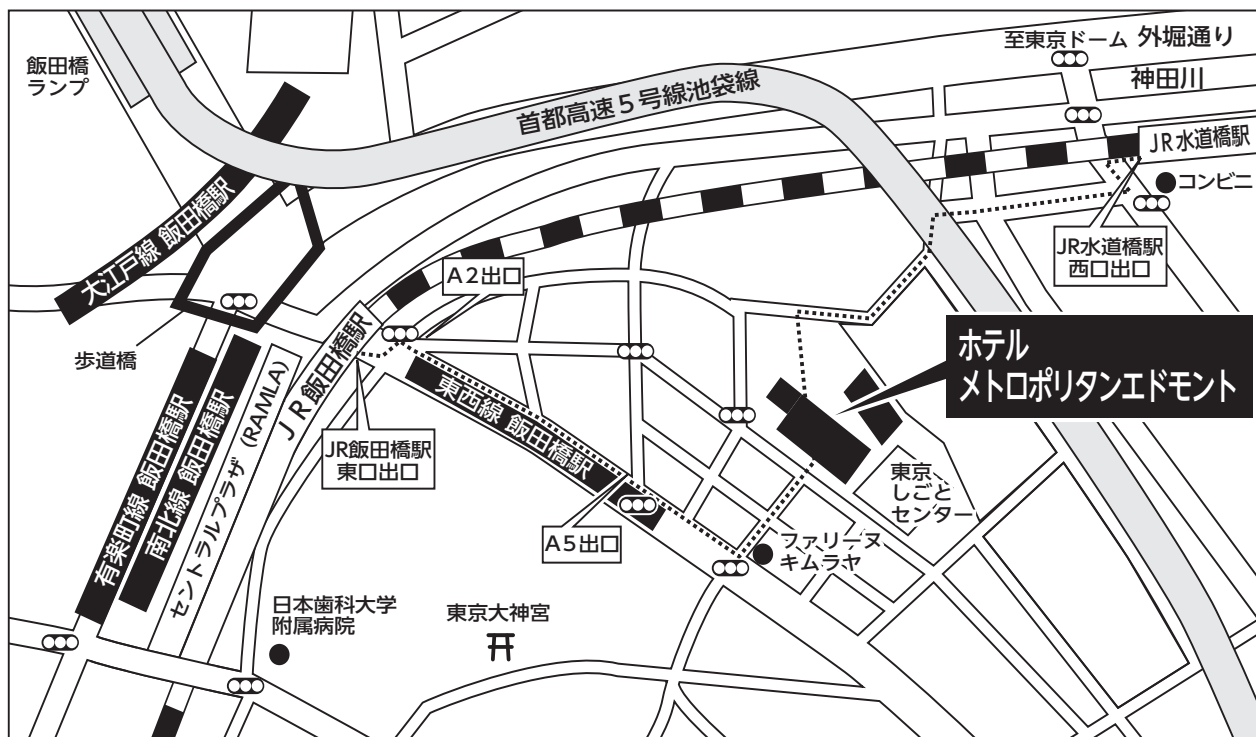
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外監査役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>じょう がん たか ふみ</small> 成 願 隆 史 (1973年1月4日生) </div>	1996年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2003年8月 ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社（現ケネディクス株式会社）入社 2008年1月 公認会計士成願隆史事務所開設 所長（現任） 2009年4月 株式会社エプコ 社外監査役 2010年7月 当社社外監査役（現任） 2016年3月 株式会社エプコ 社外取締役（監査等委員） 2017年9月 株式会社ビーブレイクシステムズ社外取締役（現任）	4,500株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>成願隆史氏は、公認会計士としての長年にわたる経験及び専門的見地からの高い見識を有しており、また、上場企業の財務経理部門での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新任 社外監査役 独立役員 <small>あさ い こう さく</small> 浅井耕作 (1983年7月24日生) </div>	2006年4月 野村證券株式会社 入社 2022年1月 Auxiliary Partners株式 会社設立代表取締役（現 任）	一株
	(社外監査役候補者とした理由) 浅井耕作氏は、証券会社での業務を通じて培われた金融に関する幅広い経験と見識を有しており、また、企業経営者としての経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことを期待し、同氏を社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 成願隆史氏及び浅井耕作氏は、社外監査役候補者であります。
3. 成願隆史氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年11ヶ月となります。
4. 当社は成願隆史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は成願隆史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 浅井耕作氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 浅井耕作氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の法律上の損害賠償及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階「万里」
TEL 03-3237-1111

- 最寄駅：
- ・ J R 飯田橋駅東口より徒歩約5分
 - ・ 地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線 飯田橋駅A 2 出口より徒歩約5分
 - ・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A 5 出口より徒歩約2分
 - ・ J R 水道橋駅西口より徒歩約5分

●会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。